

いわき市復興推進計画

平成28年7月7日

福島県いわき市

1 計画の区域

いわき市の全域

2 計画の目標

本市は、東日本大震災により甚大な被害を受けたが、特に沿岸部は津波による壊滅的な被害を受け、地域住民の生活や産業の基盤が大きく損なわれた。また、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害により、事業者は大きな打撃を受けている。

このため、防潮堤や防災緑地、津波避難ビル等の整備を図るとともに、震災復興土地区画整理事業の実施により、居住機能や商業機能の再生を図ることとしている。

被災沿岸地域における定住促進にあたっては、住民の生活環境の整備を図る必要があることから、震災復興土地区画整理事業区域に住民の日常生活に不可欠な商業をはじめとする機能の集積を目指し、雇用機会の確保を図る。また、被災者向け優良賃貸住宅を整備することにより住環境の充実を図り、定住を促進する。

これにより、被災沿岸地域における住民の定住が促進され、沿岸部の早期復興、本市の地域活性化に貢献することが期待される。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 商業機能の集積

いわき市津波被災地域企業等立地奨励金や国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等を活用し、震災復興土地区画整理事業区域に商業施設等の立地を促進させ、住民に日常生活に不可欠な産業を集積させる。

また、拠点施設の整備や近隣施設を含む商店会の形成等により、住民の利便性の向上を図る。

(2) 災害公営住宅と商業機能の連携

すでに整備されている災害公営住宅の入居者が利用しやすいよう商業施設等との連携強化を図る。

(3) 震災復興土地区画整理事業区域における住宅の整備

震災復興土地区画整理事業区域に住宅・賃貸住宅の立地を促進させ、被災沿岸地域における住生活の充実を図る。

4 復興産業集積区域・復興居住区域の区域（資料1（別紙1-1～1-6）、資料2参照）

久之浜地区

薄磯地区
豊間地区
小浜地区
岩間地区
小名浜港背後地（復興産業集積区域に限る。）

5 計画の区域において、実施し、又は実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 福島復興再生特別措置法第 74 条の規定により読み替えて適用する法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果
ア 4 の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、62 銀行業、63 協同組織金融業、68 不動産取引業、7421 建築設計業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、83 医療業、854 老人福祉・介護事業、86 郵便局

イ 集積の形成及び活性化の効果

住民の帰還を促進するため、日常生活に必要な商業機能の集積を促進し、地域経済の活性化・雇用の創出を図る。

② 特別の措置

ア 法第37条から第40条までの規定に基づく措置（法人税又は所得税の課税の特例）

イ 法第 43 条の規定に基づく措置（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

③ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、福島県）
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業等復旧・復興支援事業（実施主体：福島県）

被災事業者が事業再開・継続する場合における空き工場・空き店舗等への賃借料等の補助、建物・設備等の建替え・修繕に対して補助する。

ウ いわき市空き工場・空き店舗等入居支援事業（実施主体：いわき市）

津波被災事業者が震災復興土地地区画整理事業の宅地引渡しを受けるまでの間、空き工場・空き店舗を借りて事業を再開・継続する場合に空き工場・空き店舗等の賃借料等を補助する。

エ いわき市津波被災地域企業等立地奨励金（実施主体：いわき市）

津波被災地に事業所を立地し、事業を行う者を対象に、投下固定資産額の一部を補助する。

オ 福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」（実施主体：福島県）

被災事業者を対象に、国の東日本大震災復興緊急保証等を活用して運転資金・設備資金を融資する。

カ いわき市中小企業融資制度（実施主体：いわき市）

市内で同一事業を1年以上継続して営んでいる事業者を対象に、運転資金・設備資金を融資する。

キ いわき市創業者支援融資（実施主体：いわき市）

新たに事業を開始しようとする者または事業を開始して1年未満の者を対象に、運転資金・設備資金を融資する。

ク いわき市商工業活性化事業（実施主体：いわき市）

商店街等が復興を目的として実施するイベント事業等の自主的な活動に対し、事業費の一部を補助する。

ケ 震災メモリアル事業（実施主体：いわき市）

津波被災地に震災の記憶や教訓を確実に伝承する中核拠点施設を整備するとともに、本拠点施設を活用した人と地域のネットワークの構築、防災・減災教育等を実施する。

(2) 福島復興再生特別措置法第75条の規定により読み替えて適用する法第2条第3項第2号口の復興推進事業

「商業施設整備事業」

① 事業の効果

震災復興土地区画整理事業区域内に食料品、衣料品等を扱う小売店や飲食店の入居を想定した複合商業ビルやモール形式の大規模商業施設を整備する。本事業を実施することにより、同区域に小売業等の商業機能の集積を図り、住民の生活環境の利便性が高いまちづくりの推進が期待される。

② 特別の措置

ア 法第37条の規定に基づく措置（法人税又は所得税の課税の特例）

イ 法第43条の規定に基づく措置（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

③ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、福島県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業等復旧・復興支援事業（実施主体：福島県）

被災事業者が事業再開・継続する場合における空き工場・空き店舗等への賃借料等の補助、建物・設備等の建替え・修繕に対して補助する。

ウ いわき市空き工場・空き店舗等入居支援事業（実施主体：いわき市）

津波被災事業者が震災復興土地区画整理事業の宅地引渡しを受けるまでの間、空き工場・空き店舗を借りて事業を再開・継続する場合に空き工場・空き店舗等の賃借料等を補助する。

エ いわき市津波被災地域企業等立地奨励金（実施主体：いわき市）

津波被災地に事業所を立地し、事業を行う者を対象に、投下固定資産額の一部を補助する。

オ 福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」（実施主体：福島県）

被災事業者を対象に、国の東日本大震災復興緊急保証等を活用して運転資金・設備資金を融資する。

カ いわき市中小企業融資制度（実施主体：いわき市）

市内で同一事業を1年以上継続して営んでいる事業者を対象に、運転資金・設備資金を融資する。

キ いわき市創業者支援融資（実施主体：いわき市）

新たに事業を開始しようとする者または事業を開始して1年未満の者を対象に、運転資金・設備資金を融資する。

ク いわき市商工業活性化事業（実施主体：いわき市）

商店街等が復興を目的として実施するイベント事業等の自主的な活動に対し、事業費の一部を補助する。

(3) 法第2条第3項第2号ハの復興推進事業

「優良賃貸住宅整備事業」

① 事業の効果

震災復興土地区画整理事業区域の復興居住区域内に被災者向け優良賃貸住宅を整備する。本事業を実施することにより、住宅に大きな被害が生じた地域に住居が確保され、定住が期待される。なお、復興居住区域に設定する区域は、震災復興土地区画整理事業の実施区域であり、海岸防潮堤をかさ上げし、背後に津波防災緑地を設けるなど、防災性に優れた市街地として整備されるものである。

② 特別の措置

法第41条の規定に基づく措置（法人税又は所得税の課税の特例）

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に資するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の推進により、商業機能の集積・雇用機会の確保が図られるとともに、被災者向け優良賃貸住宅の整備が促進される。その結果、被災沿

岸地域における住民の定住の促進が期待される。

これらの効果は、いわき市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

7 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった。